	ニ　目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ ホ　掘削を行う方法 ヘ　掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により第二溶出量基準に適合することを確認した結果 ト　への方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法 チ　遮水工の種類及び当該遮水工を設置する方法 リ　遮水工が二重の遮水シートを敷設した遮水層と同等以上の効力を有することを確認した結果 ヌ　遮水工の内部に掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻す方法 ル　埋め戻しを行った場所を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ ヲ　覆いの損壊を防止するための措置 ワ　表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じルの覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ カ　実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態 ヨ　地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 タ　ヨの観測井を設置する方法 レ　ヨの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 ソ　埋め戻しを行った場所の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井を設置する地点 ツ　ソの観測井を設置する方法 ネ　ソの確認を行う期間及び頻度	ル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）又は不透水層であってもっとも浅い位置にあるもののより浅い範囲及び深さへの変更であって、新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更 ロ　この項の中欄への方法の変更のうち、当該への結果により、第二溶出量基準に適合することを確認できる方法への変更